

●会則

- 1.【名称】 本会は、「生野区 介護家族 ゆとりの会」と称す。
- 2.【目的】 ①認知症の高齢者等を介護する家族などが互いに相談・支援をして助け合う。
②家族のレスバイトの探究(日帰り・1泊旅行の実施等)
③介護問題を理解し介護の意欲を育むとともに認知症の知識を深めその知識を地域社会に広報する。
④認知症にかかる様々な問題を地域ネットワークへ繋ぐだけでなく会の中で解決を目指す。
⑤医療・介護・包括支援センター等とのネットワーク作りを行い多様な生活支援サービスの確保と連携を強化する。
⑥権利擁護の問題について地域ネットワークへ繋ぎ解決を目指す。
⑦介護関係の研修を実施し地域への啓蒙を行う。
- 3.【活動】 総会、定例会、研修会、会報の発行、その他必要な活動と援助行う。
- 4.【会員】 個人会員：認知症の方を介護している人、及び介護を終了された人、また認知症の方の介護に関心のある人。
賛助会員：介護保険事業者、介護関係事業所、医療機関、一般企業、銀行等。
- 5.【役員】 本会は会員の互選により、代表世話人1名、副代表世話人若干名、世話人若干名、会計1名、監査1名を置く。役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 6.【事務局】 本会は日常、運営を進めるために、事務局を大阪市生野区巽南3-7-31（社会福祉法人三秀会 在宅事業部内）に置く。事務局の会合は2か月に1回行うものとする。
- 7.【経費】 本会の経費は会費、賛助金及び寄付金をもって充てるものとする。
会費は次のように定める。
個人会費…年間 ¥1,200
賛助会員…年間 ¥12,000
(年度途中の入会については月割とする。)
なお、必要に応じ臨時徴収できるものとする。
- 8.【会計】 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。年に1度決算報告を行う。
- 9.【施行】 本会則は平成23年10月1日から施行する。

お問い合わせ・入会申し込み先

〒544-0015 大阪市生野区巽南3-7-31 社会福祉法人 三秀会 在宅事業部内
生野区介護家族ゆとりの会事務局
TEL:06-6751-8238 FAX:06-6751-8239

生野区介護家族ゆとりの会

介護者の皆さん

手

に手をとって。

みんなで考え、みんなで支え合って、
介護の輪を広げましょう。

生野区介護家族ゆとりの会

介護問題はみんなの課題。 理解と協力の輪を広げましょう。

認知症の問題をみんなの問題としてとらえ、介護しているすべての人々が 中心となり、
介護の方法・知識と出会いを深め、又、現在介護中の方の経験を語り合い、
終了された方や専門家のアドバイスを受けながら、
明日からの介護の励みにして力を合わせていきましょう！

生野区介護家族ゆとりの会について

●事業活動

助け合い

認知症等の方々の介護にかかる
すべての人々が、互いに相談・支援
をして助け合います。

家族のレスパイト

家族のレスパイトを探求します
(日帰り・一泊旅行の実施)。

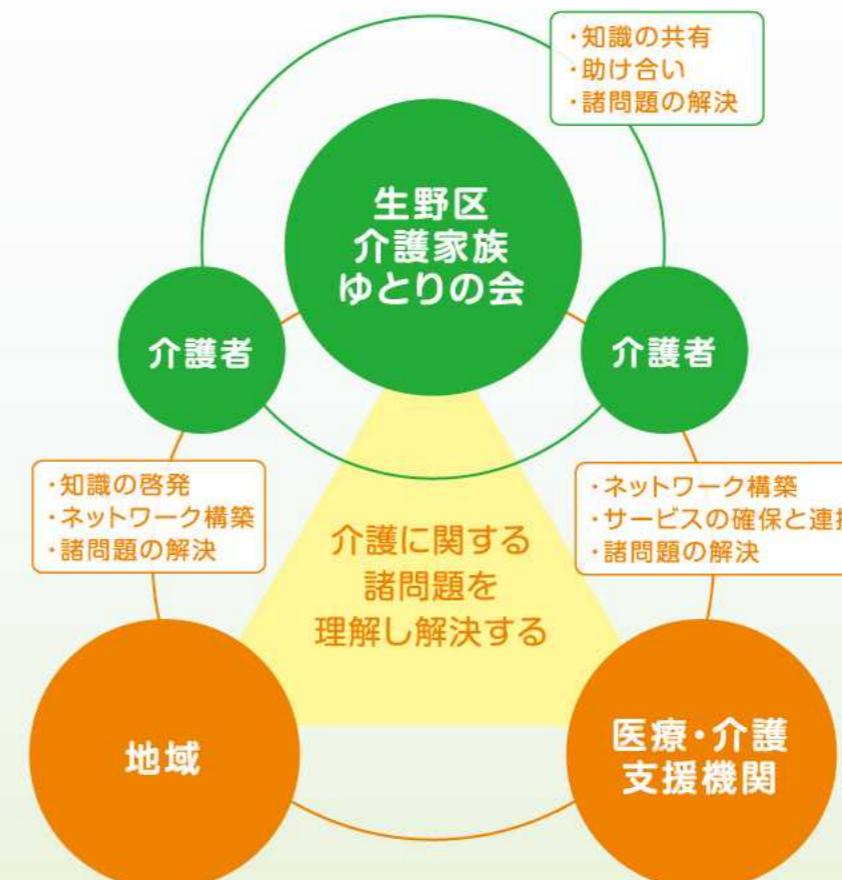
知識の啓発

介護問題を理解し介護の意欲を育むとともに、認知症の知識を深め、
その知識を地域社会に広報します。

●年会費

個人会員 年間 ¥1,200

賛助会員 年間 ¥12,000(1口)



会の中で解決を探る

認知症に関わる様々な問題を地域
ネットワークへ繋ぐだけでなく、会の
中の解決を目指します。

医療・介護等のネットワーク作り

医療・介護・包括支援センター等との
ネットワークづくりを行い、多様な生活
支援サービスの確保と連携を強化
します。

権利擁護問題の解決を目指す

権利擁護の問題について地域ネット
ワークへ繋ぎ解決を目指します。

地域への啓蒙

介護関係の研修を実施し地域への啓
蒙を行います。